



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

366	自動車税に係る徴収金の収納の事務の委託	(税務課).....	1
367	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	1
368	保安林の指定施業要件の変更	(").....	2
369	"	(").....	2
370	道路の区域変更	(道路保全課).....	3
371	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課).....	3

告 示

和歌山県告示第366号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項及び和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)第6条第2項の規定に基づき、個人の事業税、自動車税及び不動産取得税に係る徴収金の収納の事務を、令和元年8月1日から次の者に委託した。

なお、平成24年和歌山県告示第912号(自動車税に係る徴収金の収納の事務の委託)は、令和元年7月31日限り廃止した。

令和元年8月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号
国分グロースーズチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目1番1号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号
ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
LINE Pay株式会社	東京都品川区西品川一丁目1番1号

和歌山県告示第367号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年8月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第368号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和元年8月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 紀の川市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第369号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和元年8月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養かん
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年8月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町大角字萱場432番1地先から同町大角字萱場372番3地先まで	旧	32.61 } 61.03	127.20	
同上	新	34.81 } 61.03	127.20	

和歌山県告示第371号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和元年8月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

東宮脇地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱13号から15号までを順次結んだ線、標柱15号と既設標柱7号を結んだ線、既設標柱7号と既設標柱6号を結んだ線、既設標柱6号と既設標柱5号を結んだ線及び既設標柱5号と標柱13号を結んだ線によって囲まれた区域を平成21年和歌山県告示第567号で指定した東宮脇地区急傾斜地崩壊危険区域に追加する。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
13号	日高郡	日高川町	山野	的場	2972番1	
14号	〃	〃	〃	〃	2971番1	
15号	〃	〃	〃	〃	1124番2	